

「中央区男女共同参画行動計画 2023」（仮称）の新規・充実項目

基本目標 1 人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成

1-3-(4) 女性・男性の相談体制の充実

- 警察庁の統計によると、男性の自殺者は減少傾向にあるものの、令和 3（2021）年度は男性 13,939 人、女性 7,068 人で、男性の自殺者は女性の約 2 倍となっている。コロナ禍においては、女性の自殺者の増加が注目されているが、男性の自殺者はそもそも多い。
- 令和 3（2021）年度に実施した「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」では、DV を受けた人で「相談しなかった」人は女性 49.7%に対し、男性 68.8%と、男性の割合が高くなっている。相談しなかった理由として、男性は女性より「他人を巻き込みたくなかったから」、「相談できる人がいなかったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「誰にも知られずに相談できるところがなかったから」が多く、男性には気軽に相談できる相手や窓口が少ないことがうかがえる結果となった。
- 中央区は配偶者等や交際相手からの暴力をはじめ、仕事や家庭、生き方など、女性のさまざまな悩みに専門相談員が応える「女性相談」を実施しているが、生きづらさを抱えている男性が気軽に悩みを相談できる窓口はなかった。
- このため、「女性・男性の相談体制の整備・周知」を本計画の新規・充実項目とする。生きづらさを抱えている男性が気軽に悩みを相談できるよう、男性を対象とした電話相談を開始する。

1-5-(1) 多様な性のあり方に対する理解促進と支援

- 中央区が実施したアンケート調査では、性的少数者（セクシュアルマイノリティ、LGBT 等）が暮らしにくさを感じるとしたら、どういう点があるかということについて、7 割が「偏見や差別がある」と回答している。また、区に期待する施策としては学校現場における教育、行政職員や教職員への意識啓発などがある。
- 東京都では、性自認や性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を含む、多様な性の理解の推進を盛り込んだ「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定した。また、同条例の目的を達成するために、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を定め、今後は、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、新たに「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設する。
- 中央区では、これまでも学校での性的マイノリティに対する理解を深める教育、女性センター「ブーケ 21」の講座などで多様な性についての意識啓発を行ってきた。今後は、区民の意識や社会の変化に合わせ、一層の取り組みが求められている。
- このため、「多様な性のあり方に対する理解促進と支援」を本計画の新規・充実項目とする。職場や地域、区民サービスの提供などにおいて、一人一人の性自認や性的指向などが尊重されるよう、多様な性のあり方への理解の促進と支援を進める。

基本目標3 あらゆる暴力の根絶（中央区配偶者暴力対策基本計画）

3-1-(4) 配偶者暴力相談支援センターの機能整備

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）では、区市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めることを求めている。
- 東京都 23 区内では半数以上の自治体が配偶者暴力相談支援センターを設置しており、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増えている。
- 中央区においては、これまで女性センター（総務課）、子育て支援課、子ども家庭支援センターが連携して DV 被害者の相談や支援を行うとともに、東京都や警察署などとも連携を図ってきた。DV に関する相談や被害者の一時保護件数は増加傾向にあり、DV 被害者の相談・支援をさらに強化していく必要がある。
- このため、「配偶者暴力相談支援センターの機能整備」を本計画の新規・充実項目とする。関係各課との連携による DV 被害者の相談・支援に加え、相談の事実を証明する書面の発行などの業務も行える体制の整備を検討する。

3-3-(1) 性犯罪・性暴力の防止に関する意識啓発と支援

- 近年の性犯罪の実情にあわせ、平成 29（2017）年に刑法が改正・施行された。罪名を強制性交罪とし、被害者の性別を問わず、有期懲役期間を 3 年から 5 年に引き上げた。また、これまでは被害者からの告訴がなければ加害者を起訴できなかったが、被害者にとっては告訴するか否かの選択や、告訴したことで加害者から報復への恐怖などの精神的苦痛を伴うことから、告訴がなくても起訴できるようになった。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が令和 4 年 4 月 1 日から施行された。
- この動きに対応し、国は令和 2 年度から 4 年度を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、性犯罪・性暴力の根絶に向けて取り組んでいる。
- 中央区では、これまでも講座や情報提供などを通じてあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発や、女性相談などで被害者の支援などに取り組んできた。今後は性犯罪・性暴力の防止につながる施策として、加害者・被害者・傍観者にさせないための取り組みは一層重要になると考えられる。
- このため、「性犯罪・性暴力の防止に関する意識啓発と支援」を本計画の新規・充実項目とする。女性・男性の相談体制の整備・周知とあわせ、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための意識啓発や教育の充実、国・都・関係機関等との連携を図る。

基本目標5 男女共同参画の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用

5-2-(1) 「ブーケ21」のさらなる活用の推進

- 中央区では、女性問題の解決を目的として、平成 5（1993）年に女性センター「ブーケ21」を開設し、施設名称は施設の設置目的に沿った「女性センター「ブーケ21」」を堅持してきた。
- 「ブーケ21」の開設から約 30 年が経過した今、施設の認知層は半数を超えているが、女性 50 代以上の利用が活発である一方、若い世代や男性の利用は少ない状況にある。

- 平成 11（1999）年に成立した男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしている。
- 中央区では近年子育て世代などを中心に人口が増加し、男女ともに 30 歳から 54 歳の人口が多いという特徴がある。今後は、誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設として、「ブーケ 21」の活用を図る必要がある。
- このため、「「ブーケ 21」のさらなる活用の推進」を本計画の新規・充実項目とする。従来の団体利用者層に加え、新たな団体利用者層を開拓し、幅広い層に向けて講座や広報など、さまざまな事業を展開する。